

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準 ー河川(1)ー

河川
(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/ 100ml以下	環境大臣 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—	
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/l以上	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	JIS K0102 21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。）を5本ずつBGLB試験管に移植し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最小量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができないときは、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

- 2 水道 1 級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- " 2 級:沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- " 3 級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- " 2 級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- " 3 級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級:沈澱等による通常の浄水操作を行うもの
- " 2 級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- " 3 級:特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全:国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準 ー河川(2)ー

河川
(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	環境大臣 又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.0006mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/ℓ以下	0.002mg/ℓ以下	0.04mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	
備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)					

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域）

項目名	基準値	項目名	基準値
1. カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	16. トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
2. 全シアン	検出されないこと	17. テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
3. 鉛	0.01 mg/ℓ以下	18. 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
4. 六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	19. チウラム	0.006 mg/ℓ以下
5. 砒素	0.01 mg/ℓ以下	20. シマジン	0.003 mg/ℓ以下
6. 総水銀	0.0005mg/ℓ以下	21. チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
7. アルキル水銀	検出されないこと	22. ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
8. ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	23. セレン	0.01 mg/ℓ以下
9. ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	24. 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
10. 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下		
11. 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	25. ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
12. 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	26. ほう素	1 mg/ℓ以下
13. シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	27. 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
14. 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	28. ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ以下
15. 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下	—	—
<p>備考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 海域についてはふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p> <p>5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン類の毒性に換算した値とする。</p>			

「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び
土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する要監視項目及び指針値

公共用水域

項目	指針値
1. クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
2. トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下
3. 1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
4. p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
5. イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
6. ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
7. フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
8. イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
9. オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
10. クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
11. プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
12. EPN	0.006 mg/ℓ以下
13. ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
14. フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
15. イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
16. クロロニトロフェン (CNP)	—
17. トルエン	0.6 mg/ℓ以下
18. キシレン	0.4 mg/ℓ以下
19. フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
20. ニッケル	—
21. モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
22. アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
23. 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下
24. エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
25. 全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
26. ウラン	0.002 mg/ℓ以下

地下水

項目	指針値
1. クロロホルム	0.06 mg/ℓ以下
2. 1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/ℓ以下
3. p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/ℓ以下
4. イソキサチオン	0.008 mg/ℓ以下
5. ダイアジノン	0.005 mg/ℓ以下
6. フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/ℓ以下
7. イソプロチオラン	0.04 mg/ℓ以下
8. オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/ℓ以下
9. クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/ℓ以下
10. プロピザミド	0.008 mg/ℓ以下
11. EPN	0.006 mg/ℓ以下
12. ジクロロボス (DDVP)	0.008 mg/ℓ以下
13. フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/ℓ以下
14. イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/ℓ以下
15. クロロニトロフェン (CNP)	—
16. トルエン	0.6 mg/ℓ以下
17. キシレン	0.4 mg/ℓ以下
18. フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/ℓ以下
19. ニッケル	—
20. モリブデン	0.07 mg/ℓ以下
21. アンチモン	0.02 mg/ℓ以下
22. エピクロロヒドリン	0.0004 mg/ℓ以下
23. 全マンガン	0.2 mg/ℓ以下
24. ウラン	0.002 mg/ℓ以下
—	—
—	—

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
(平成21年11月30日環水大発第091130004号 環水大土発第091130005号)

公共用水域における農薬の水質評価指針

農薬名	種類	評価指針値 (mg/l)
1. イプロジオン	殺菌剤	0.3 以下
2. イミダクロプリド	殺虫剤	0.2 以下
3. エトフェンプロックス	殺虫剤	0.08 以下
4. エスプロカルブ	除草剤	0.01 以下
5. エディフェンホス (EDDP)	殺菌剤	0.006以下
6. カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.05 以下
7. クロルピリホス	殺虫剤	0.03 以下
8. ジクロフェンチオン (ECP)	殺虫剤	0.006以下
9. シメトリン	除草剤	0.06 以下
10. トルクロホスメチル	殺菌剤	0.2 以下
11. トリクロロホン	殺虫剤	0.03 以下
12. トリシクラゾール	殺菌剤	0.1 以下
13. ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002以下
14. フサライド	殺菌剤	0.1 以下
15. ブタミホス	除草剤	0.004以下
16. ブプロフェジン	殺虫剤	0.01 以下
17. プレチラクロール	除草剤	0.04 以下
18. プロベナゾール	殺菌剤	0.05 以下
19. プロモブチド	除草剤	0.04 以下
20. フルトラニル	殺菌剤	0.2 以下
21. ペンシクロン	殺菌剤	0.04 以下
22. ベンスリド (SAP)	除草剤	0.1 以下
23. ペンディメタリン	除草剤	0.1 以下
24. マラチオン (マラソン)	殺虫剤	0.01 以下
25. メフェナセツト	除草剤	0.009以下
26. メプロニル	殺菌剤	0.1 以下
27. モリネート	除草剤	0.005以下

「公共用水域等における農薬の水質評価指針について」 (平成6年4月15日環水土第86号)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する要監視項目及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物A	0.7 mg/l 以下
		生物特A	0.006 mg/l 以下
		生物B	3 mg/l 以下
		生物特B	3 mg/l 以下
	海 域	生物A	0.8 mg/l 以下
		生物特A	0.8 mg/l 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物A	0.05 mg/l 以下
		生物特A	0.01 mg/l 以下
		生物B	0.08 mg/l 以下
		生物特B	0.01 mg/l 以下
	海 域	生物A	2 mg/l 以下
		生物特A	0.2 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物A	1 mg/l 以下
		生物特A	1 mg/l 以下
		生物B	1 mg/l 以下
		生物特B	1 mg/l 以下
	海 域	生物A	0.3 mg/l 以下
		生物特A	0.03 mg/l 以下

「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について（通知）」
 （平成 15 年 11 月 5 日環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号）

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 ー河川ー

水 域 名	該当類型	達成期間	指定年月日	環境基準点
雲出川下流（両国橋より下流。（派川を含む。））	A	イ	S48. 3. 23	雲出橋
榎田川上流（津留橋より上流）	AA	イ	S48. 3. 23	津留橋
榎田川下流（津留橋より下流）	A	イ	S48. 3. 23	榎田橋
	(A)	—	(S48. 3. 23)	(両郡橋)
阪内川上流（中部大橋から上流）	A	イ	S51. 4. 16	中部大橋
阪内川下流（中部大橋から下流）	B	ロ	S51. 4. 16	荒木橋
金剛川上流（昭和橋から上流）	D	ロ	S51. 4. 16	昭和橋
金剛川下流（未指定）	—	—	—	* 河口 St-1
中村川（全域）	AA	イ	H 7. 3. 31	小川橋

- 注) 1 達成期間の分類は、次のとおりとする。「イ」は、直ちに達成。「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成。
 2 () は、環境基準指定水域内の基準点以外の測定点（補足地点）である。
 3 該当類型欄の — は環境基準が未指定、*は未指定地点である。

「公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定」（昭和 48 年 3 月 23 日三重県告示第 165 号）

「公共用水域が該当する水域類型の指定及び当該水域類型に係る基準値の達成期間」

（昭和 51 年 4 月 16 日三重県告示第 253 号、平成 7 年 3 月 31 日三重県告示第 194 号）

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準 ー 海域(1) ー

海域
(ア)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水産2級 自然環境保全及び B以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されない こと。	環境大臣 又は都道 府県知事 が水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	—	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法(ただし、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法)	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	最確数による定量法	付表13に掲げる方法	
備考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/ℓ) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1ℓとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/ℓ) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。 $COD(O_2mg/ℓ) = 0.08 [(b) - (a)] \times f Na_2S_2O_3 \times 1000 / 50$ (a): N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f $Na_2S_2O_3$: N/100チオ硫酸ナトリウム溶液の力価</p>							

注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

// 2級: ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準 ー海域(2)ー

海域
(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
II	水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
IV	水産3種工業用水生物生息環境保全	1 mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	
測定方法		規格 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定については、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

注) 1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準 ー海域(3)ー

海域
(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/ℓ以下	0.001mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	環境大臣又は都道府県知事が水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/ℓ以下	0.0007mg/ℓ以下	0.006mg/ℓ以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

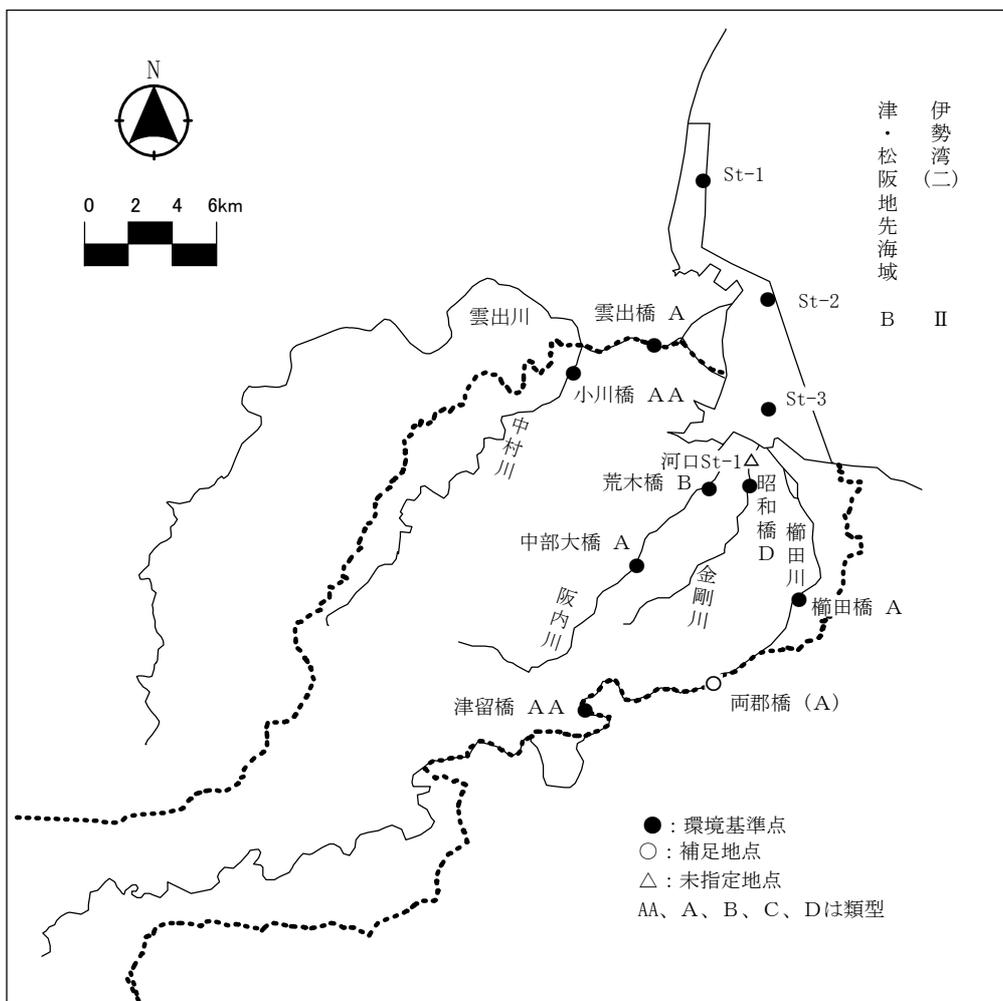
「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況 ー海域ー

COD 等水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	全窒素、全燐水域名	該当類型	達成期間	指定年月日	環境基準点
津・松阪地先海域	B	イ	H14. 3. 29	伊勢湾 (二)	II	イ	H14. 3. 15	St-1
								St-2
								St-3

- 注) 1 達成期間の「イ」は、直ちに達成。
 2 St-1 は津沖、St-2 は香良洲沖、St-3 松阪沖である。
 3 津・松阪地先海域とは、志登茂川左岸防波堤先端と同地点から1,000mの地点を結ぶ線、同地点と相川河口左岸から北東1,000mの地点を結ぶ線、同地点と雲出川古川河口右岸から北東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と中川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域。
 4 伊勢湾 (二) とは、羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾 (イ)、伊勢湾 (ロ) 及び伊勢湾 (ハ) に係る部分を除いたもの。

「水質汚濁に係る環境基準について」(平成14年3月15日環境省告示第19号、平成14年3月29日環境省告示第33号)



松阪市及び周辺における水質汚濁に係る環境基準の設定状況

水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（地下水）

項目名	基準値	項目名	基準値
1. カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	16. 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
2. 全シアン	検出されないこと	17. トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
3. 鉛	0.01 mg/ℓ以下	18. テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ以下
4. 六価クロム	0.05 mg/ℓ以下	19. 1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ以下
5. 砒素	0.01 mg/ℓ以下	20. チウラム	0.006 mg/ℓ以下
6. 総水銀	0.0005mg/ℓ以下	21. シマジン	0.003 mg/ℓ以下
7. アルキル水銀	検出されないこと	22. チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ以下
8. ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	23. ベンゼン	0.01 mg/ℓ以下
9. ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	24. セレン	0.01 mg/ℓ以下
10. 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ以下	25. 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/ℓ以下
11. 塩化ビニルモノマー	0.002 mg/ℓ以下		
12. 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ以下	26. ふっ素	0.8 mg/ℓ以下
13. 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ以下	27. ほう素	1 mg/ℓ以下
14. 1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ以下	28. 1, 4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ以下
15. 1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ以下	29. ダイオキシン類	1 pg-TEQ/ℓ以下
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、JIS K0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものとJIS K0102 43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。 5 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。 			

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）
「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び
土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）